

「戦争国家」づくりは憲法を根底から崩すもの

新しい二十一世紀は、「昨年一月一日からではなくて、九月十一日から始まった」という声を少なからず聞きます。この日を境に、テロや戦争によって歴史を律するのか、平和と理性によって歴史を律するのか——一つの道がくっきりと浮かび上がってきたからです。

前の世紀は、自由と民主主義が飛躍的に発展した世紀でした。だが一方で、戦争の悲劇が絶えず繰り返された時代でもありました。「新しい世紀こそ、この轍を繰り返すまい」、これは全世界の圧倒的大多数の人々の願いでありましょう。憲法九条を持つ日本こそ、この願いを現実のものにするうえで、大きな役割を果たすことが期待されているのだと考えます。

しかし、九・一以後、日本では逆の動きが急速に強まってきました。アメリカの戦争に協力する法律が審議らしい審議もせずに成立させられ、憲法違反の自衛隊海外派兵が強行されました。そして今度は有事法制です。

「有事」のさいには民間人・施設を強制徴用し、それに従わない者には罰則を科すというこの法制度は、それだけでも憲法第一八条「苦役の禁止」に違反するのですが、なによりも問題なのは、日本を憲法九条を中心とした平和国家から、戦争を進めるための法律を整備した「戦争国家」に根本から変えるということです。政府は、「備えあれば戻いなし」といいますが、かつての太平洋戦争が証明しているように、これは軍備増強を促進し、侵略を合理化・推進するための理論でした。

政府は、これまで、日本に大規模な武力侵攻などは想定されないと声明してきました。にもかかわらず「有事」とは、ほかならぬアメリカの進める戦争に協力することを覆い隠すレトリックにすぎません。ブッシュ米大統領は九・一一以後進めてきた報復戦争を世界各地に広げることを公言し、アメリカが「悪」と決めつけられれば、問答無用で攻撃を加えようとしています。ヨーロッパの同盟国からさ

え批判をされているこの構想に、全面的に協力しようという小泉内閣の制度面での企みが有事法制です。

戦争や戦時体制のもとでは、表現の自由、思想信条の自由は全面的に奪い取られ、また、好きなスポーツをする自由もなくなります。これは学術、文化、宗教、スポーツの世界だけの話ではありません。国民生活団体も暗黒のもとにおかれます。私たち、学術や文化、宗教、スポーツに関わる者は、これまでの経験から、「平和なくして自分たちの存在はない」ことをつかみ取ってきました。今国会で成立をたくらんでいる有事法制を、国民的包囲網を広げることによって打ち砕きましょう。平和と民主主義と自由を守るために、有事法制を許さない世論を急速に高め、私たちが新しい世紀の主人公だという確信を持って、一人が一人に話しかける草の根からの努力を一段と強めましょう。

一〇〇一年四月

呼びかけ人（50音順）

井上 ひさし（作家）	橋 祐典（映画監督）
瓜生 正美（劇作・演出家）	野 章（写真家）
小山内 美江子（脚本家）	上 忠（劇作・演出家）
河井 智康（海洋サイエンティスト）	津 見俊輔（哲学者）
川口 智久（一橋大学名譽教授、体育研究者）	丹 鶴峻（碁王太学名譽教授）
観世 榮夫（能役者・演出家）	木 淑子（埼玉太学名譽教授）
木下 順二（劇作家）	下 正輔（画家）
小出 昭一郎（山梨大学元学長）	弓 削正（劇作・演出家）
佐野 洋（作家）	米倉 オリザ（劇作・演出家）
木徹 衆（眞宗大谷派東京教区会議員）	鈴達（東大・フェリス女子学院大学名譽教授）
	斎加年（俳優・演出家）

(4) 自衛隊法改正案は、「武力攻撃事態」に際しての従用義務や物質保管義務など私権の制限を盛り込み、また武力攻撃事態法案は、法案8条において国民に対し戦争勤員態勢に「必要な協力をするよう努める」ことを求め、それを前提にして、今後二年以内に「国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずる」法制を準備する。(21、22条)と記っている。その中で、有事に際して「社会秩序の維持に関する措置」を定めるとしている。

このような市民的自由や権利の制限は、明らかに、戦争への動員に際し、市民の人権を広範に制限し、また反対運動やマスコミの規制を図ろうとするものであるが、先に述べたように、法案が、日本が武力攻撃を受けた事態ばかりでなく米軍の軍事行動への後方支援の際にも「武力攻撃事態」と認定し法を発動することをねらっていることを合わせ考えれば、憲法の人権体系に大きなくさびを打ち込み、市民的自由に対する大きな脅威となることは明らかである。

2 私たちは、有事法制を何としても止めるために、政党や労働組合、市民が、それぞれの持ち場で直ちに、法案阻止のために可能なあらゆる行動をとることを訴える。とくに私たちは、以下の行動が必要と考える。

(1) 有事三法案を廃案にするためには国会での十分な議論が決定的といえるほど重要である。国会内では法案に反対する政党や無所属議員は、ぜひ、その垣根を超えて、法案反対の国会議員チームを結成し、法案の問題点、追及の焦点などを共同で検討し、有効な国会活動を行って欲しい。私たちも法案の問題点の検討にはできる限りの支援を行いたいと思う。

また、有事三法案を廃案に追い込むには、国民の多くのが反対の声を上げることが重要である。そのために、政党は、一層のイニシアティブを發揮して欲しい。具体的には、政党や議員がイニシアティブをとって、労働組合や市民団体を含めつつ、有事法案に反対する持続的共闘組織を立ち上げることを検討して欲しい。そうした持続的な組織なくしては、政府が次々繰り出す法案に効果的に対処できず、後手後手に回らざるをえなくなるからである。

(2) 政党の中には、有事法制それ自体は必要だと主張する政党もある。しかし、今回の法案は、上記のように、日本が外国から武力攻撃を受けた場合に備えることを目的としたものというよりはむしろ、米軍の軍事行動の後方支援に自治体、民間を動員する文字通り「戦争態勢」づくりのものである。もし法案が、ほんとうに武力攻撃を受けた場合に備えるためなら、「武力攻撃事態」の定義は、「武力攻撃が発生した事態」に限ればよいし、また実際に武力攻撃が発生するのは地震や災害と違ってそれ以前から長い紛争期間があるため、武力攻撃事態の認定については国会で十分審議可能である。また地方自治体についても、当然当事者として決定に何らかのかたちで参画する手続きがなければならない。ところが法案の構造はそうなっていない。そうした点から、今回の法案には、はっきりと反対を表明し、国会で、有事法制に反対する政党と連繋して、有事法案の問題点の追及に全力をあげてもらいたい。

(3) 地方自治体の首長や議会は、本法案が、地方自治体の意思を問うことなく、一方的に武力攻撃事態を認定し、地方自治体に対処措置を強制することに対して、反対の意思を表明すべきである。その上で、自治体首長は、法案審議中の国会に対して共同で自治体の立場からの意見を述べるべきである。

2002年5月

呼びかけ人

尾閑周二（唯物論研究協会委員長 東京農工大学）

小田中聰樹（民主主義科学者協会法律部会理事長 専修大学）

糟谷憲一（全国大学高専教職員組合中央執行委員長 一橋大学）

木村茂光（歴史科学協議会代表委員 東京学芸大学）

小谷汪之（歴史学研究会委員長 東京都立大学）

高橋哲也（日本私立大学教職員組合委員長 東邦大学）

野口邦和（日本科学者会議事務局長 日本大学）

（以上、呼びかけ人第一次集約分）

有事関連三法案に反対する学者・研究者共同アピール

第154国会に、有事関連三法案が上程され、現在衆議院において審議中である。いわゆる武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案の三法案である。私たちは、この法案の内容に重大な危惧を覚える。もし、この法案が国会を通過するようがあれば、日本の安全を守るために役立つどころか、逆に、世界とくにアジア・太平洋地域と日本の平和に大きな脅威をもたらすことは間違いない。そこで、私たち学問研究に携わるものが、自然科学、社会、人文科学の枠を超えてつどい、三法案に反対の意思を表明し、かつ、この法案を阻止するためにはどんな行動が必要かを広く市民皆さんにアピールすることにした。

1 私たちは、有事関連三法案に、以下の諸点から反対する。

(1) これら三法案を提出する理由として、小泉首相は、日本が万一武力攻撃を受けた事態に備えて対処する法制を整備しておくためと述べている。しかし私たちがます指摘をしなければならないことは、この法案は決して政府のいうような「攻められたときに」いかに対処するかを定めたものではなく、かえって日本がアメリカに追随しアメリカの行うグローバル秩序維持のための軍事行動を後方支援するために国民を動員することをめざした法律であるという点である。

なぜなら、武力攻撃事態法案は、「武力攻撃事態」の定義(武力攻撃事態法案2条、以下注記しないときは同)にあるように、日本に対する武力攻撃が発生したりその「おそれ」のある事態のみでなく、武力攻撃が「予測されるに至った」事態をも「武力攻撃事態」に含め、法を発動するとしている。そのうえで、政府は、周辺事態法によりアジア・太平洋地域で展開される米軍の軍事行動に日本が後方支援に加わった場合すなわち「周辺事態」は、「武力攻撃事態」に含まれると答弁している。この二つが組み合わされる結果、周辺事態法等によって米軍の戦闘作戦行動に対して日本が後方支援を開始すると、時を移さず「武力攻撃が予測されるに至った事態」が生じたと判断されてこの法が発動され、地方自治体や民間の動員がなされることになる。

日本がどこかの国から大規模な武力攻撃を受けるおそれは、政府も再三認めるように、ほとんどないが、米軍がイラクや朝鮮、台湾海峡での紛争に軍事行動を起こし、それを日本が後方支援する事態は、近い将来極めてありうると考えねばならない。こうした事態に地方自治体や民間を動員することこそ、この法案の最大のねらいであるということができる。

このような法案は、日本に対する万一の「武力攻撃」に備えるどころか、逆に世界の戦争を拡大し、ひいては日本への「武力攻撃」を招く危険性をもつくりだるものである。

(2) 第二に指摘しなければならない点は、法案が「武力攻撃事態」の設定、さらには武力攻撃事態に際しての「対処基本方針」の策定を、国会の審議を経ずに、事実上内閣総理大臣と安全保障会議に参加する少数の閣僚にゆだねている点である。対処基本方針は、閣議決定後「直ちに」国会の承認を受けなければならないとしている(法案9条第6項)が、対処措置は国会の承認なしに開始できる仕組みとなっている。

日本の戦争状態への突入の可否や国民の動員態勢を決める重大な決定を主権者の代表たる国会の審議抜きに、ごく少数の閣僚で実質的に決定するような手続きが、民主主義の根本的な躊躇であることはいうまでもない。

(3) 第三に指摘しなければならないのは、法案が、こうした「武力攻撃事態」に国のすべての行政機関や地方自治体や民間を強制的に動員する仕組みを作っている点である。

法案は、武力攻撃事態に際して、地方自治体や「指定公共機関」が国と協力して、事態への対処に際し「必要な措置を実施する責務」を規定している(法案5条、6条)。ここで法案が言う「指定公共機関」とは、日本赤十字社や日本放送協会のように法案が名指しているものののみでなく、マスコミや電気、ガス、輸送にかかる民間の機関を戦争協力に動員するために広く「公共機関」として指定するものである。そのうえで、内閣総理大臣は、対処基本方針に沿って地方自治体や民間に対処措置の実施を求めるため「総合調整」を行い、それに従わない場合には対処措置を実施するよう地方自治体等に「指示」を行い、それでも従わない場合には、担当大臣が代わって対処措置を実施し実施させる権限をもつ。こうして、戦争への後方支援に、地方自治体や民間が強制的に動員させられる仕組みができているのである。

しかも重大なのは、地方自治体の命運にかかる事柄が、とともに自治体の意思を問うことなく決定され、自治体はそれに強制的に従うことが命ぜられる仕組みである。これは、国の戦争行為に直接影響を受ける地域住民の意思を問うことなく、当該地域を戦争協力に動員するものであり、憲法が想定する地方自治の理念にも反するものでとうてい許されるものではない。